

# 平成 28 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)



目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 114 号議案	平成28年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費	4
	第 3 表 地方債変更	6



## 平成 28 年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）

平成28年度神奈川県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102 億 8,424 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 兆 244 億 3,359 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 分担金及び負担金		千円 1,392,180	千円 8,750	千円 1,400,930
	1 分 担 金	54,150	8,750	62,900
8 国 庫 支 出 金		176,464,641	5,345,786	181,810,427
	2 国 庫 補 助 金	64,600,682	5,345,786	69,946,468
12 繰 越 金		135,777	184,867	320,644
	1 繰 越 金	135,777	184,867	320,644
13 諸 収 入		26,820,542	187,841	27,008,383
	7 負 担 交 付 収 入	6,445,889	187,841	6,633,730
14 県 債		196,645,000	4,557,000	201,202,000
	1 県 債	196,645,000	4,557,000	201,202,000
歳 入 合 計		2,014,149,347	10,284,244	2,024,433,591

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		287,987,919 <sup>千円</sup>	7,250 <sup>千円</sup>	287,995,169 <sup>千円</sup>
	6 総 務 管 理 費	40,849,001	7,250	40,856,251
5 民 生 費		403,862,812	1,921	403,864,733
	2 障 害 福 祉 費	54,682,424	1,921	54,684,345
8 農 林 水 産 業 費		14,676,358	386,805	15,063,163
	1 農 業 費	1,346,706	271,964	1,618,670
	3 農 地 費	2,129,617	114,841	2,244,458
10 土 木 費		111,556,752	9,888,268	121,445,020
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,745,312	1,378,458	44,123,770
	3 河 川 海 岸 費	14,753,208	2,386,000	17,139,208
	4 砂 防 費	6,219,104	544,600	6,763,704
	5 港 湾 費	683,004	471,000	1,154,004
	7 都 市 計 画 費	8,746,406	5,003,660	13,750,066
	9 住 宅 費	8,435,049	104,550	8,539,599
歳 出 合 計		2,014,149,347	10,284,244	2,024,433,591

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			114,841 <sup>千円</sup>
	3 農地費		114,841
		農村振興整備事業費	99,841
		農業用施設防災対策事業費	15,000
10 土木費			9,517,068
	2 道路橋りょう費		954,458
		道路補修費	78,788
		道路災害防除事業費	66,000
		電線地中化促進事業費	30,000
		交通安全施設等整備費	193,473
		橋りょう補修費	48,000
		道路改良費	411,197
		街路整備費	127,000
	3 河川海岸費		2,376,700
		河川修繕費	85,800
		河川改修事業費	2,112,000
		都市基盤河川改修費	160,000
		海岸補修費	18,900
	4 砂防費		589,200
		通常砂防事業費	371,200
		急傾斜地崩壊対策事業費	218,000
	5 港湾費		488,500

款	項	事業名	金額
		港湾補修費	17,500 <sup>千円</sup>
		港湾改修費	471,000
	7 都市計画費		5,003,660
		都市再開発事業費	4,185,478
		組合等区画整理事業費補助	818,182
	9 住宅費		104,550
		公営住宅整備事業費	104,550
12 教育費			346,504
	4 高等学校費		346,504
		高等学校施設整備工事関連費	346,504
合		計	9,978,413

第3表 地方債変更

起債の目的	前				後			
	補 限度額	正 起債の方法	前 利率	償還の方法	補 限度額	正 起債の方法	後 利率	償還の方法
(農林水産業債) 一般公共事業費	千円 2,154,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。  借入時期 平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。  その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないと認めるときは、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本	年 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。  償還財源 一般歳入 又はその他	千円 2,183,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は普通貸借の方法による。債券発行の場合における発行価格については、知事が定める。  借入時期 平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。  その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないと認めるときは、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本	年 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。  償還財源 一般歳入 又はその他
(土木債) 一般公共事業費	25,157,000				29,624,000			
(土木債) 公営住宅整備事業費	1,816,000				1,877,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	196,645,000				201,202,000			

